

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 《里兆法律资讯》由里兆律师事务所编制（请以中文内容为准，日本語译文仅供参考），未经书面许可，不得转载、摘编等； 关于《里兆法律资讯》的订阅与反馈说明、版权声明及免责声明，以及里兆律师事务所的联系方式等内容，详见里兆律师事务所网站的订阅规则； 如果您想阅读《里兆法律资讯》的以往内容，请访问里兆律师事务所网站中的“里兆法律资讯”栏目； 如果您有任何意见与建议或者您没有收到或希望不再收到《里兆法律资讯》，请与我们联系联系。 | <ul style="list-style-type: none"> 「里兆法律情報」は里兆法律事務所が作成したものであり(中国語の内容が原文であり、日本語訳は参考用とします)、書面での許可なしに、転載、編集等してはなりません。 「里兆法律情報」の購読とフィードバックの説明、著作権声明及び免責声明、里兆法律事務所の連絡方法等の内容は、里兆法律事務所ウェブサイトの受信にあたってのお願いをご覧ください。 「里兆法律情報」のこれまでの内容をご覧になりたい場合は、里兆法律事務所ウェブサイトの「里兆法律情報」の欄をご覧ください。 ご意見やご提案等ございましたら、或いは「里兆法律情報」を受信できていない又は受信をご希望されない場合には、私共にご連絡ください。 |
|---|---|



Issue 338-2013/03/30~2013/04/05

目录

（点击目录标题，可转至相应正文；点击正文标题，可返回目录。）

一、相关新法令、新政策

- 废旧轮胎综合利用行业准入公告管理暂行办法..... 2
- 关于金融机构销售贵金属增值税有关问题的公告..... 2
- 关于发布《吸附法工业有机废气治理工程技术规范》等五项国家环境保护标准的公告... 3
- 关于印发促进综合交通枢纽发展的指导意见的通知..... 3
- 关于办理盗窃刑事案件适用法律若干问题的解释..... 4
- 2013 年上海市社会保险费缴费标准(上海) 4
- 关于发布《上海市税务系统行政处罚听证程序暂行办法》的公告(上海)..... 5

二、相关新信息

- 《关于经营者集中简易案件适用标准的暂行规定（征求意见稿）》公开征求意见..... 5
- 如何认定出差中的加班时间？..... 6

目次

（目次のタイトルをクリックすると該当する本文が表示されます。本文中のタイトルをクリックいただくと目次に戻ります。）

一、関連する新法令、新政策

- 廃棄・中古タイヤ総合利用業界参入公告管理暫定弁法..... 2
- 金融機構の貴金属販売に伴う増値税関連問題に関する公告..... 2
- 「吸着法工業有機排出ガス処理工程技術規範」など 5 項目の国家環境保護基準の発布に関する公告..... 3
- 総合交通ターミナルの発展促進についての指導意見の印刷発布に関する通知..... 3
- 窃盜刑事事件の処理における法律適用の若干事項に関する解釈..... 4
- 2013 年上海市社会保険料納付基準(上海) . 4
- 「上海市稅務システム行政処罰事情聴取手順暫定弁法」の発布に関する公告(上海)..... 5

二、関連する新着情報

- 「事業者集中の簡易案件の適用基準に関する暫定規定(意見募集案)」がパブリックコメントを募集する..... 5
- 出張時の残業時間をどのように認定するか..... 6

一、 相关新法令、新政策

● 废旧轮胎综合利用行业准入公告管理暂行办法

【发布单位】工业和信息化部
【发布文号】工信部节〔2013〕86号
【发布日期】2013-03-14
【实施日期】2013-05-01
【内容提要】该暂行办法明确了申请准入公告的废旧轮胎综合利用企业的申请条件、所需提交的材料、复核与公告、监督等程序。
【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.miit.gov.cn/n11293472/n11293832/n12843926/n13917012/15322869.html>

● 关于金融机构销售贵金属增值税有关问题的公告

【发布单位】国家税务总局
【发布文号】国家税务总局公告2013年第13号
【发布日期】2013-03-15
【实施日期】2013-04-01
【内容提要】根据该公告：
▪ 金融机构从事经其行业主管部门（中国人民银行或中国银行业监督管理委员会）允许的金、银、铂的贵金属交易业务，可比照《[国家税务总局关于金融机构开展个人实物黄金交易业务增值税有关问题的通知](#)》（国税发〔2005〕178号）规定，实行金融机构地市级分行、支行按照规定预征率预缴增值税，由省级分行和直属一级分行统一清算缴纳的办法。
▪ 已认定为增值税一般纳税人金融机构，可根据《[增值税专用发票使用规定](#)》（国税发〔2006〕156号）及相关规定领购、使用增值税专用发票。
【法令全文】请点击以下网址查看：
金融机构销售贵金属增值税有关问题的公告
<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/12267439.html>
关于《金融机构销售贵金属增值税有关问题的公告》的解读
<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138532/12267416.html>

一、 関連する新法令、新政策

● 廃棄・中古タイヤ総合利用業界参入公告管理暫定弁法

【発布機関】工業・情報化部
【発布番号】工信部節〔2013〕86号
【発布日】2013-03-14
【実施日】2013-05-01
【概要】本暫定弁法は、参入公告を申請する廃棄・中古タイヤ総合利用企業の申請条件、提出が必要な資料、審査と公告、監督などの手順を明確にした。
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.miit.gov.cn/n11293472/n11293832/n12843926/n13917012/15322869.html>

● 金融機構の貴金属販売に伴う増値税関連問題に関する公告

【発布機関】国家稅務總局
【発布番号】国家稅務總局公告2013年第13号
【発布日】2013-03-15
【実施日】2013-04-01
【概要】本公告によると、以下の通りである。
▪ 金融機構がその業界主管部门（中国人民银行または中国銀行業監督管理委員会）の許可を受けた金、銀、プラチナの貴金属取引業務に従事する場合、「[金融機構の個人向けの金現物取引業務実施に伴う増値税関連問題に関する国家稅務總局の通知](#)」（国税発〔2005〕178号）の規定に照らして、金融機構の地市级支店、サブ支店は所定の予備徴収率に基づいて増値税を予納し、省级支店および直属の一级支店がまとめて精算納付する方法を実施することができる。
▪ 増値税一般納税者として認定済みの金融機構は、「[増値税専用發票使用規定](#)」（国税発〔2006〕156号）および関連規定に基づき、増値税専用發票を購入受領し、使用することができる。
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
金融機構の貴金属販売に伴う増値税関連問題に関する公告
<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/12267439.html>
「金融機構の貴金属販売に伴う増値税関連問題に関する公告」の解説
<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138532/12267416.html>

● 关于发布《吸附法工业有机废气治理工程技术规范》等五项国家环境保护标准的公告

【发布单位】环境保护部
 【发布文号】公告 2013 年第 18 号
 【发布日期】2013-03-29
 【实施日期】2013-07-01
 【内容提要】这五项国家环境保护标准的标准名称、编号如下：
 一、吸附法工业有机废气治理工程技术规范（HJ 2026-2013）
 二、催化燃烧法工业有机废气治理工程技术规范（HJ 2027-2013）
 三、电除尘工程通用技术规范（HJ 2028-2013）
 四、医院污水处理工程技术规范（HJ 2029-2013）
 五、味精工业废水治理工程技术规范（HJ 2030-2013）

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.zhb.gov.cn/gkml/hbb/bgg/201304/t20130403_250336.htm

● 关于印发促进综合交通枢纽发展的指导意见的通知

【发布单位】国家发展和改革委员会
 【发布文号】发改基础〔2013〕475 号
 【发布日期】2013-03-07
 【出台背景】2012 年 06 月，《国务院关于印发“十二五”综合交通运输体系规划的通知》（国发〔2012〕18 号）中提出，“基本建成 42 个全国性综合交通枢纽”的发展目标和“按照零距离换乘和无缝化衔接的要求，全面推进综合交通枢纽建设”的主要任务。
 【内容提要】根据该通知，为转变交通运输发展方式，推进综合交通枢纽建设，实现各种运输方式的一体化发展，国家发展和改革委员会在上述背景下制定了《促进综合交通枢纽发展的指导意见》。该指导意见明确了总体要求、基本原则、发展任务、以及保障措施，并公布了 42 个全国性综合交通枢纽（城市），主要内容如下：

发展任务
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 加强以客运为主的枢纽一体化衔接； ▪ 完善以货运为主的枢纽集疏运功能； ▪ 提升客货运输服务质量； ▪ 统筹枢纽建设经营。
保障措施
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 制定枢纽规划；

● 「吸着法工業有機排出ガス処理工程技術規範」など 5 項目の国家環境保護基準の発布に関する公告

【発布機関】環境保護部
 【発布番号】公告 2013 年第 18 号
 【発布日】2013-03-29
 【実施日】2013-07-01
 【概要】本 5 項目の国家環境保護基準の基準名称、番号は以下の通りである。
 一、吸着法工業有機排出ガス処理工程技術規範（HJ 2026-2013）
 二、触媒燃焼法工業有機排出ガス処理工程技術規範（HJ 2027-2013）
 三、電気除塵工程通用技術規範（HJ 2028-2013）
 四、病院污水处理工程技術規範（HJ 2029-2013）
 五、化学調味料工業废水处理工程技術規範（HJ 2030-2013）

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.zhb.gov.cn/gkml/hbb/bgg/201304/t20130403_250336.htm

● 総合交通ターミナルの発展促進についての指導意見の印刷発布に関する通知

【発布機関】国家發展・改革委員會
 【発布番号】发改基礎〔2013〕475 号
 【発布日】2013-03-07
 【背景】2012 年 6 月、『「十二・五」総合交通輸送システム計画の印刷発行に関する國務院の通知』（国發〔2012〕18 号）において、「42 ヶ所の全国的総合交通ターミナルの建設を基本的に完了する」という發展目標および「ゼロ距離乗り換えおよび乗り継ぎのシームレス化という要求に照らして、総合交通ターミナルの建設を全面的に推進する」という主要任務が提起された。
 【概要】本通知によると、交通輸送發展方式を轉換して、総合交通ターミナルの建設を推進し、各種輸送方式の一体化した發展を実現するため、国家發展・改革委員會は上記背景の下、「総合交通ターミナルの發展促進についての指導意見」。本指導意見は全体要求、基本原则、發展任務、および保障措置を明確にした上、42 ヶ所の全国的総合交通ターミナル（都市）を公布した。主な内容は以下の通りである。

發展任務
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 旅客輸送を主としたターミナルの一体化連結を強化する。 ▪ 貨物輸送を主としたターミナルの集配送機能を整備する。 ▪ 旅客貨物輸送サービスの品質を向上させる。 ▪ ターミナルの建設經營を一本化する。
保障措置
<ul style="list-style-type: none"> ▪ ターミナル計画を制定する。

- 创新管理机制;
- 拓宽融资渠道;
- 鼓励综合开发;
- 完善技术标准。

42 个全国性综合交通枢纽（城市）

北京、天津、哈尔滨、长春、沈阳、大连、石家庄、秦皇岛、唐山、青岛、济南、上海、南京、连云港、徐州、合肥、杭州、宁波、福州、厦门、广州、深圳、湛江、海口、太原、大同、郑州、武汉、长沙、南昌、重庆、成都、昆明、贵阳、南宁、西安、兰州、乌鲁木齐、呼和浩特、银川、西宁、拉萨

【法令全文】请点击以下网址查看:

http://www.sdpc.gov.cn/zcfb/zcfbtz/2013tz/t20130402_535672.htm

- 管理機構を刷新する。
- 融資ルートを広げる。
- 総合開発を奨励する。
- 技術基準を整備する。

42ヶ所の全国的総合交通ターミナル(都市)

北京、天津、ハルビン、長春、瀋陽、大連、石家荘、秦皇島、唐山、青島、済南、上海、南京、連雲港、徐州、合肥、杭州、寧波、福州、アモイ、広州、深セン、湛江、海口、太原、大同、鄭州、武漢、長沙、南昌、重慶、成都、昆明、貴陽、南寧、西安、蘭州、ウルムチ、フフホト、銀川、西寧、ラサ。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.sdpc.gov.cn/zcfb/zcfbtz/2013tz/t20130402_535672.htm

● 关于办理盗窃刑事案件适用法律若干问题的解释

【发布单位】最高人民法院、最高人民检察院

【发布文号】法释〔2013〕8号

【发布日期】2013-04-02

【实施日期】2013-04-04

【内容提要】该司法解释对盗窃刑事案件的下列问题进行了修正、明确:

- 修正了“数额较大”(1,000元至3000元以上;各省、自治区、直辖市综合本地区情况自行确定本地区执行的具体数额标准,下同)、“数额巨大”(3万元至10万元以上)、“数额特别巨大”(30万元至50万元以上)的数额标准,较1998年的司法解释标准有了较大提高;
- 明确了盗窃财物的具体价值的认定方法;
- 明确了“加重情节”的具体情形;
- 明确了“盗窃未遂”的责任认定;等等。

【法令全文】请点击以下网址查看:

http://www.court.gov.cn/qwfb/sfjs/201304/t20130407_183075.htm

● 2013年上海市社会保险费缴费标准(上海)

【发布单位】上海市人力资源和社会保障局

【发布日期】2013-04-03

【实施日期】2013-04-01至2014-03-31

【内容提要】根据该标准,单位职工个人缴费基数上限为14076元,下限为2815元,单位缴费基数按单位内个人月缴费基数之和确定。其中,非城镇户籍的外来从业人员缴费基数根据规定在本标准执行期内按上年度上海市职工月平均工资(2012年上海市职工平均工资

● 窃盗刑事事件の処理における法律適用の若干事項に関する解釈

【発布機関】最高人民法院、最高人民検察院

【発布番号】法釈〔2013〕8号

【発布日】2013-04-02

【実施日】2013-04-04

【概要】本司法解释は、窃盗刑事事件に関する下記の問題について修正、明確化を行った。

- 「金額が大きい」(1000元から3000元以上まで。各省、自治区、直轄市が現地の状況に合わせて、現地で執行する具体的な金額基準を自主的に定める。以下同じ。),「金額が巨大」(3万元から10万元以上まで)、「金額が極めて巨大」(30万元から50万元以上まで)の金額基準を修正し、1998年の司法解释基準と比べて大幅に引き上げられた。
- 窃盗財物の具体価値の認定方法を明確にした。
- 「加重情状」の具体状況を明確にした。
- 「窃盗未遂」の責任認定を明確にした、など。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.court.gov.cn/qwfb/sfjs/201304/t20130407_183075.htm

● 2013年上海市社会保険料納付基準(上海)

【発布機関】上海市人的資源・社会保障局

【発布日】2013-04-03

【実施日】2013-04-01から2014-03-31まで

【概要】本基準によると、企業従業員個人納付基数の上限は14076元、下限は2815元となり、企業納付基数は企業内の個人月額納付基数の合計額に基づき確定する。その中、非都市戸籍の外来従業員の納付基数は、規定に基づき本標準実施期間内は前年度上海市従業員月平均賃金(2012

为 4692 元) 的 50% (即为 2346 元), 经用人单位及其从业人员协商一致也可按上海市城镇职工社会保险的规定参保缴费。具体社保保险费各项缴费标准如下:

项目	单位	个人	保险基数
养老保险	22%	8%	2815-14076 元
医疗保险	12%	2%	
失业保险	1.7%	1%	
生育保险	0.8%	--	
工伤保险	0.5%	--	

【法令全文】请点击以下网址查看:
http://www.12333sh.gov.cn/200912333/2009xxgk/ztxx/shbxxx/201304/t20130403_1146239.shtml

● 关于发布《上海市税务系统行政处罚听证程序暂行办法》的公告(上海)

【发布单位】上海市国家税务局、上海市地方税务局
 【发布日期】2013-03-27
 【实施日期】2013-05-01
 【内容提要】该暂行办法明确了听证组织机关和听证人员、听证参加人、证据等范围, 及听证的告知、提出、受理、听证会举行等程序。
 【法令全文】请点击以下网址查看:
http://www.csi.sh.gov.cn/pub/xxgk/zcfg/zhsszc/201304/t20130402_402556.html

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务, 请与我们联系;
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址, 如果无法访问, 您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

● 《关于经营者集中简易案件适用标准的暂行规定(征求意见稿)》公开征求意见

日前, 商务部起草了《关于经营者集中简易案件适用标准的暂行规定(征求意见稿)》, 现向社会公开征求意见(截止日期: 2013 年 05 月 02 日)。

年上海市従業員平均賃金は 4692 元) の 50% (即ち 2346 元) とし、使用者およびその従業員が協議合意した場合は上海市従業員(都市戸籍) 社会保険の規定に基づき保険に加入し、保険料を納付することも可能である。具体的な社会保険料の各項目納付基準は以下の通りである。

項目	企業	個人	納付基数
養老保険	22%	8%	2815-14076 元
医療保険	12%	2%	
失業保険	1.7%	1%	
生育保険	0.8%	--	
労災保険	0.5%	--	

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.12333sh.gov.cn/200912333/2009xxgk/ztxx/shbxxx/201304/t20130403_1146239.shtml

● 「上海市税务系统行政处罚事情聴取手順暫定弁法」の発布に関する公告(上海)

【発布機関】上海市国家税务局、上海市地方税务局
 【発布日】2013-03-27
 【実施日】2013-05-01
 【概要】本暫定弁法は、事情聴取実施機関と事情聴取人員、事情聴取参加者、証拠などの範囲、および事情聴取の告知、提出、受理、実施などの手順を明確にした。
 【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.csi.sh.gov.cn/pub/xxgk/zcfg/zhsszc/201304/t20130402_402556.html

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新着情報

● 「事業者集中の簡易案件の適用基準に関する暫定規定(意見募集案)」がパブリックコメントを募集する

先頃、商务部は「事業者集中の簡易案件の適用基準に関する暫定規定(意見募集案)」を起草し、現在パブリックコメントを募集している(締め切りは 2013 年 5 月 2 日である)。

根据该征求意见稿，符合下列情形的，视为简易案件：

- 在同一相关市场，所有参与集中的经营者所占的市场份额之和小于 15%；
- 存在上下游关系的参与集中的经营者，在上下游市场所占的份额均小于 25%；
- 不存在上下游关系的参与集中经营者，在每个市场所占的份额均小于 25%；
- 参与集中的经营者在中国境外设立合营企业，合营企业不在中国境内从事经济活动；
- 参与集中的经营者收购境外企业股权或资产的，该境外企业不在中国境内从事经济活动；
- 由两个以上经营者共同控制的合营企业，通过集中被其中一个或一个以上经营者控制。

（摘自商务部网站；2013 年 04 月 03 日发布）

本意見募集案によると、以下の状況に該当する場合、簡易案件と見なされる。

- 同一の関連市場において、集中に参加する全事業者の市場占有率は 15% 以下である場合。
- 川上川下関係のある集中に参加する事業者が、川上、川下市場での占有率はいずれも 25% 以下である場合。
- 川上川下関係のない集中に参加する事業者が、各市場での占有率はいずれも 25% 以下である場合。
- 集中に参加する事業者が中国国外で合弁会社を設立したが、合弁企業は中国国内で経済活動に従事しない場合。
- 集中に参加する事業者が国外企業の株式または資産を買収したが、当該国外企業は中国国内で経済活動に従事しない場合。
- 二人以上の事業者が共同で支配する合弁会社が、集中を通じてその中の一人または一人以上の事業者に支配される場合。

（2013 年 4 月 3 日付の商務部ウェブサイトより抜粋）

● 如何认定出差中的加班时间？

出差时间与员工正常工作时间存在显著不同，其中可能夹杂着交通在途时间、工作时间、休息时间、休假时间等，由于出差时间的特殊性，以至于员工与公司之间经常就是否存在加班问题产生争议，公司与员工各持己见，似都合理。本文通过总结中国相关法律法规和司法判例，就出差中的加班问题予以简要分析。

一、 加班的认定要件

根据《劳动法》第 41 条和第 44 条、以及相关地方性法规（例如，上海、北京、江苏、广东等地的工资支付规定）的规定，结合司法实践中的判例，加班的认定要件通常有三项：

1. 受到公司的安排

加班是因工作需要、受到公司的安排而产生的，如果公司没有安排，就不存在加班的问题，员工未经公司安排或认可，自主延长工作时间的，理论上可不认定为加班。

2. 实际工作时间超出法定工作时间

“实际工作时间超出法定工作时间”，是指实际从事工作的时间超出该工时制度下法律所强制性要求的工作时间，这需要从不同工时制度出发予以判断，具体分析请见“出差中的加班分析”部分。

3. 有具体的工作内容

加班需要员工从事了“公司安排的工作”，从常理理解，“工作”就需要有特定的工作内容，对于非出差的工作，一般以考勤记录作为工作证据，对证据的要求不高。但是，对于出差中的超出法定工作

● 出張時の残業時間をどのように認定するか

出張時は正常勤務時と顕著な違いがあり、それは移動時間、作業時間、休憩時間、休暇時間などをさむことになるおそれがあるものの、出張時の特殊性により、従業員と会社との間では常に残業問題について紛争が生じており、会社と従業員いずれの主張もそれぞれに理があるように思える。本文では、中国の関係法令および司法判例を基に、出張時の残業問題について簡潔に分析を行う。

一、 残業の認定要件

「労働法」第 41 条ならびに第 44 条、および関連地方規定（例えば上海、北京、江蘇、広東などにおける給与支払規定）に基づき、司法実務における判例に照らせば、残業に関する認定要件は通常、以下の 3 要件である。

1. 会社指示を受けたものであること

残業とは業務上の必要から、会社の指示により発生するものである。仮に会社が指示したものでなければ残業問題は存在せず、従業員が会社の指示または許可を受けずに自発的に勤務時間を延長したのであれば、理論上は残業と認定しないことも可能である。

2. 実際の勤務時間が法定労働時間を超えていること

「実際の勤務時間が法定労働時間を超えている」とは、実際に業務に従事した時間が当該従業員に適用される労働時間制に関する法律で認められた労働時間を超えている場合を指し、適用される労働時間制に応じて判断する必要がある。具体的な分析は「出張時の残業に関する分析」部分で行う。

3. 具体的な業務内容を伴うこと

残業には従業員が「会社の指示した業務」に従事することが必須となる。一般的な理解では、「業務」は特定の作業内容を伴っていなければならず、非出張時の作業であれば、通常では出勤記録を作業の証拠とすること

时间的那部分时间而言，考虑到无法考勤、监督等特殊性质，如果员工要求认定为加班，法院一般会要求员工提供比较充分的工作证据，对证据的要求很高。

例如，深圳市中级人民法院作出的“(2010)深中法民六终字第 5290 号”判决书中认定“毛某某主张出国期间购买辞典的时间应属于加班时间，但其未提交充分证据证实其主张，本院不予采纳”。

二、 出差中的加班分析

1. 标准工时制

判断“出差时间超出法定工作时间是否构成加班”的问题，自然需从加班的认定要件入手。对于要件 1，出差一般是受到公司的安排，不必多加判断。而“出差时间超出法定工作时间”这项前提本身也符合要件 2 的要求。因此，分析其是否构成加班，关键便是分析要件 3，即这段时间是否有具体的工作内容。当然，如果员工有明确的证据证明，在这段时间内，有具体的工作内容，那么，自然可以认定为加班。以下要分析的是，员工并无相关明确的证据，仅有“出差时间超出法定工作时间”的情形，如何来认定加班的问题。

根据工作日、休息日、法定节假日的劳动时间分类，“出差时间超出法定工作时间”也可区分为三类：出差中工作日超过法定工作时间、出差中的休息日、出差中的法定节假日，本文也按此分类分析。

(1) 出差中工作日出法定工作时间

出差时间的用途主要有：交通在途时间、工作时间、休息时间。这些用途，由于脱离了常规考勤，除交通在途时间可以通过车票等证据明确判断外，其他出差中的具体时间的用途并不明确，无法准确衡量和掌握，因此，一般而言：

- 出差中的工作日，对于超出 8 小时外的时间，根据相关判例，司法实践中倾向于推定为员工自主安排的休息时间，一般不认定为加班。
- 即使超出时间为交通在途时间，一般也不认定为加班。虽然交通在途时间具有一定的工作性，即，为了完成工作任务而使用，但另一方面也具有休息性，同时，工作日的 8 小时工作时间也不将交通在途时间计入。例如，上海市长宁区人民法院作出的“(2011)长民一民(初)字第 1637 号”判决书就认定工作日中的“出差在途时间不属于上班时间”。

为可能，且证据的要求并不高。出张時に法定労働時間を超えた部分については、出勤管理、監督の実施ができないなどの特殊性から、従業員が残業認定を求めた場合、裁判所は通常、従業員に対し労働に関する十分な証拠の提示を要求すると思われ、証拠に関する要求は非常に高いと言える。

例えば、深セン市中級人民法院が下した「(2010)深中法民六終字第 5290 号」の判決では「毛某は出国期間中に辞書を買に行った時間が残業時間に該当すると主張したが、本人より自身の主張を証明するに十分な証拠が提出されなかったため、本裁判所はこれを認めない。」と認定されている。

二、 出張時の残業に関する分析

1. 標準労働時間制

「出張時間が法定労働時間を超える場合は残業となるか」の判断については、残業の認定要件に照らして分析を始める必要がある。要件の 1 については、出張は通常、会社の指示であるため、判断に困ることはない。また、「出張時間が法定労働時間を超える場合」の前提自体も既に要件 2 の内容を満たしている。よって、残業となるかの分析において鍵となるのは、要件 3 の分析、即ち当該時間に具体的な業務内容が含まれているかとなるが、当然ながら、従業員が明確な証拠により、当該時間内に具体的な業務内容が含まれていることを証明すれば、残業と認定されることになるが、以下に分析を行うものは、従業員に明確な関連証拠がなく、ただ「出張時間が法定労働時間を超えている」状況のみが存在する場合についての残業認定の問題である。

勤務日、週休日、法定休日という労働時間の分類に従えば、「出張時間が法定労働時間を超える」状況もまた、出張時の勤務日に法定労働時間を超える場合、出張時の週休日、出張時の法定休日の三つに分けられる。以下は本分類に基づき分析を行う。

(1) 出張時の勤務日に法定労働時間を超えた場合

出張時間の用途は主に、移動時間、作業時間、休憩時間である。これらの用途について、通常の出勤管理外であることから、移動時間に関し切符などの証拠で判断できることを除き、その他の出張時の具体時間の用途は不明であり、正確に計算、把握することはできない。このため、通常は以下のとおりとなる。

- 出張時の勤務日に 8 時間を超えた部分の時間について、関連判例によれば、司法の実務においては従業員が自主的に休息を行っている時間と推定し、通常では残業と認定されない。
- たとえ超過部分の時間が移動時間であったとしても、通常は残業と認定されない。移動時間には業務任務完了のためという、ある程度の業務性を伴うが、一方では休息としての性質も有する。なお、出勤日の 8 時間の労働時間にも通勤時間は計算に入らない。例として、上海市長寧区人民法院が下した「(2011)長民一民(初)字第 1637 号」の判決では、勤務日において「出張移動時間は出勤時間に該当しない」と認定した。

(2) 出差中の休息日

- 出差中の休息日，虽然超出法定工作时间，但如果没有工作内容，则一般不认定为加班。例如，北京市第一中级人民法院作出的“（2010）一中民终字第15760号”判决书中，对于当事人无法证明出差中的双休日有加班（实际工作）情况的，不认定加班。又例如，上海市浦东新区人民法院作出的“（2009）浦民一（民）初字第23254号”判决书中就明确“原告要求支付双休日出差加班工资的请求，不予支持”。
- 如果休息日有交通在途时间，则考虑到交通在途时间的部分工作性，从平衡的角度考虑，一般对于8小时内的实际发生的时间认定为加班，而8小时外的时间一般不认定加班。例如，上海市第一中级人民法院作出的“（2010）沪一中民三（民）终字第1790号”民事判决书就有相关认定。

(3) 出差中的法定节假日

出差中的法定节假日，超出法定工作时间，无论时间用途如何，一般认定为加班。这是对要件3的部分突破，其基本考虑是，法定节假日主要用于家人团聚、走亲访友或旅游观光等，这是更私人的时间，而出差是因工作原因对此形成了剥夺，因此，即使出差中的法定节假日无具体的工作内容，但基于对员工的补偿，一般也将其认定为加班。

2. 综合计算工时制

- 出差中的工作日和休息日：是否认定加班取决于总的工作时间是否超过法定工作时间。首先，根据标准工时制认定出差加班的方法，将认定为加班的时间计算为工作时间，然后，将这些工作时间与平常工作时间合并计算为总工作时间，最后，如果总工作时间超出综合计算周期法定工作时间的，可以认定为加班。
- 出差中的法定节假日：已经超出了法定工作时间，一般认定为加班。

3. 不定时工时制

- 出差中的工作日和休息日：工作时间没有法定的限制，因此不存在超出的问题，一般不认定为加班。
- 出差中的法定节假日：是否超出法定工作时间和认定加班取决于当地的工资支付规定，如当地认可不定时工时制在法定节假日适用加班，则一般认定为加班

(2) 出張時の週休日

- 出張期間に週休日を含む場合、法定労働時間を超えているといえども、業務内容を伴わないのであれば、通常、残業とは認定されない。例えば、北京市第一中级人民法院の下した「（2010）一中民終字第15760号」の判決では、当事者が出張中の土日の休みにおける残業（具体業務）を証明できない状況については、残業と認定されていない。また、上海市浦东新区人民法院の下した「（2009）浦民一（民）初字第23254号」の判決では、「原告の求める土日の休みに関する出張残業代の支払いについては、これを認めない」と明確にしている。
- 週休日に移動時間が含まれていた場合、移動時間と業務との関連性を考慮すれば、バランスの観点より、8時間以内の実際に発生した時間については残業と認定するが、8時間を超えた部分については、通常、残業と認定されない。例えば、上海市第一中级人民法院の下した「（2010）滬一中民三（民）終字第1790号」の民事判決において関連認定がある。

(3) 出張時の法定休日

出張期間に法定休日を含む場合、法定労働時間を超えたことになり、時間の用途を問わず、通常は残業と認定される。これは要件3を一部突破しており、その基本となるのが、法定休日は主として家族の団欒、親戚訪問または旅行観光などを目的としており、より私的な時間であるが、業務のための出張により権利を奪われたとの考えである。よって、たとえ出張時の法定休日に具体業務を伴わなかったとしても、従業員への補償という観点に基づき、通常では残業と認定される。

2. 変形労働時間制（総合計算労働時間制）

- 出張期間の勤務日および週休日における残業認定の可否は全体の勤務時間が法定労働時間を超えているかによって決まる。まず、標準労働時間制から出張残業を認定する方法に基づき、残業と認定されるべき時間を勤務時間として計算し、その後、これらの勤務時間と平時の勤務時間を合算したものを全体の勤務時間とした上で、最終的に全体の勤務時間が変形労働時間制を適用する期間に相応する法定労働時間を超えた場合は、残業と認定される可能性がある。
- 出張期間の法定休日については法定労働時間を超えたことになり、通常は残業と認定される。

3. みなし労働時間制（不定时労働時間制）

- 出張期間の勤務日および週休日については、勤務時間に法律の規制がないため、時間外の問題は存在せず、通常は残業と認定されない。
- 出張期間の法定休日について、法定労働時間を超えているかおよび残業と認定されるかは、現地の給与支払い規定によって決まる。

(如上海、深圳), 如当地不认可不定时工时制在法定节假日适用加班, 则一般不认定为加班(如北京、江苏、广东等)。

三、 出差补贴与加班工资

因出差确实会给员工的生活造成一定的影响, 因此, 许多公司向员工支付出差补贴, 并以此替代或补偿可能存在的加班问题, 这种看法陷入了一些误区, 在法律上, 出差补贴与加班工资的性质完全不同, 是两个不同的项目: 出差补贴并非法律强制规定, 而是公司的福利, 原则上, 是否支付由公司自主决定(如果规章制度有规定, 则公司需要按照其规定支付); 而加班工资由法律强制规定, 只要存在加班的事实, 就需要支付加班工资。因此, 如无特别规定, 公司支付了出差补贴并不能免除支付加班工资的义务, 原则上, 两者不能相互替代。

基于以上分析, 如果公司要尽量避免按照加班处理, 那么, 可以考虑采取如下措施:

1. 原则上, 对于“一般不认定为加班的时间”, 公司可以不按加班操作, 如果员工提出异议, 可以要求员工提供确切的证据, 证明有具体的工作内容, 对于证据, 公司的审查重点可以是“是否具有劳动的连续性、劳动是否与出差任务或日常工作相关、证据是否真实”。
2. 通过规章制度将出差补贴定性为加班工资的一种体现形式, 规定如“出差中构成加班的, 出差补贴作为加班工资支付, 不足的, 再由公司补足”, 以避免支付出差补贴和加班工资双重成本。
3. 对长期或频繁出差的工作岗位, 尽量应依法向劳动部门申请综合工时制或不定时工时制(优先考虑不定时工时制), 在一定程度上可以避免认定为加班。

当然, 考虑到出差中的加班问题并没有特别明确的法律规定, 因此, 根据不同的案情, 法院或许会作出不同的裁判, 即便案情基本相同, 不同地区的法院、不同的法官, 也可能作出不同的裁判。

現地でみなし労働時間制に対する法定休日の残業適用を認められている場合、通常は残業と認定される(例えば上海、深セン)。また、現地でみなし労働時間制に対する法定休日の残業適用を認められていない場合、通常は残業と認定されない(例えば北京、江蘇、広東など)。

三、出張手当と残業代

出張は確かに従業員の生活にある程度の影響を与えるため、多くの会社は従業員に対し出張手当を支払い、存在するであろう残業問題への代替または補償としているが、このような考えは誤った認識を生んでいる。法律上では、出張手当と残業代の性質は全く異なるものであり、二つの異なる事項である。出張手当は法律の強行規定ではなく、会社の福利であるため、原則として、支払いの要否は会社の自主決定による(社内規則において規定を設けている場合は、会社は当該規定に照らして支払う)。一方、残業代は法律の強行規定であり、残業の事実が存在しさえすれば、残業代を支払わなければならない。このため、特段の規定がない限り、会社はたとえ出張手当を支払ったとしても、残業代の支払義務を免除されることはなく、原則として、両者を相互に代替させることはできない。

以上の分析より、会社が残業として処理することを極力避けたいと望むのであれば、以下の措置を講じることが考えられる。

1. 原則として、「通常は残業と認定されない時間」について、会社は残業として処理しないものとし、従業員から異議を提起された場合は、従業員に対して確かな証拠に基づき具体的な業務内容の存在を証明するように求めることが考えられる。証拠に対する会社の審査の重点は「労働の連続性の有無、労働と出張任務または日常業務との関連性、証拠の真実性」となる。
2. 社内規則において、出張手当の性質は残業代であると定める表現にする。例えば、「出張において残業が生じた場合、出張手当を残業代として支払う。なお、不足する場合は会社が追加補填する。」と規定し、出張手当と残業代の二重支払いを回避することが考えられる。
3. 長期または頻繁に出張が行われる職務については、可能な限り労働部門への変形労働時間制またはみなし労働時間制(みなし労働時間制を優先させる)の申請を行うことで、残業認定をある程度回避することが可能となる。

なお、出張時の残業問題についての明確な法律規定は存在しないため、状況によっては、または状況が同じであっても地域、裁判官ごとに、裁判所から異なる判断が下される可能性もある。

备注：

请点击以下网址，查看相关案例全文内容：

(2010)深中法民六终字第 5290 号

<http://www.szcourt.gov.cn/shenwu/cpview.aspx?id=109960>

(2011)长民一民(初)字第 1637 号

<http://www.hshfy.sh.cn:8081/flws/text.jsp?pa=ad3N4aD0xJnRhaD2jqDIwMTGjqbOkw/HSuyjD8Smz9dfWtdoxNjM3usUmd3o9z>

(2009)浦民一(民)初字第 23254 号

<http://www.hshfy.sh.cn:8081/flws/text.jsp?pa=ad3N4aD0xJnRhaD2jqDIwMDmjgcbWw/HSuyjD8Smz9dfWtdoyMzl1NLrFJnd6PQPdcSSZ>

(2010)沪一中民三(民)终字第 1790 号

<http://www.hshfy.sh.cn:8081/flws/text.jsp?pa=ad3N4aD0xJnRhaD2jqDIwMTCjqbum0rvW0MPxyP0ow/Ep1tXX1rXaMTc5MLrFJnd6PQPdcSSZ>

(里兆律师事务所 2013 年 04 月 05 日整理编写)

備考：

係る判例の全文の内容を確認する場合、以下の URL をクリックしてください。

(2010)深中法民六終字第 5290 号

<http://www.szcourt.gov.cn/shenwu/cpview.aspx?id=109960>

(2011)長民一民(初)字第 1637 号

<http://www.hshfy.sh.cn:8081/flws/text.jsp?pa=ad3N4aD0xJnRhaD2jqDIwMTGjqbOkw/HSuyjD8Smz9dfWtdoxNjM3usUmd3o9z>

(2009)浦民一(民)初字第 23254 号

<http://www.hshfy.sh.cn:8081/flws/text.jsp?pa=ad3N4aD0xJnRhaD2jqDIwMDmjgcbWw/HSuyjD8Smz9dfWtdoyMzl1NLrFJnd6PQPdcSSZ>

(2010)滬一中民三(民)終字第 1790 号

<http://www.hshfy.sh.cn:8081/flws/text.jsp?pa=ad3N4aD0xJnRhaD2jqDIwMTCjqbum0rvW0MPxyP0ow/Ep1tXX1rXaMTc5MLrFJnd6PQPdcSSZ>

(里兆法律事務所が 2013 年 4 月 5 日付で作成)